

平成28年7月12日

宅地建物取引業者閲覧書類の個人情報を含む書類の取扱いについて

現在、閲覧対象となっている宅地建物取引業者から提出される免許の申請及び変更に係る届出等の書類又はこれらの写しのうち下記の書類について、個人情報が含まれるため、平成28年9月1日から閲覧対象から除外します。

記

- 1 第二号様式（添付書類（4））相談役及び顧問
- 2 第二号様式（添付書類（4））100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者
- 3 第二号様式（添付書類（6））略歴書（全員）
- 4 専任の宅地建物取引士の常勤する旨の誓約書
- 5 宅地建物取引士証の写し
- 6 その他個人の住所が記載されたもの（所得税の納税証明書を除く。）

【問合せ先】愛知県建設部建設業不動産課不動産グループ

052-954-6582（ダイヤルイン）